

紀美野町第2回定例会会議録

令和6年6月25日（火曜日）

○議事日程（第4号）

令和6年6月25日（火）午前9時00分開議

- 第 1 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて
(紀美野町税条例の一部を改正する条例について)
- 第 2 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて
(紀美野町地方活力向上地域等における固定資産税の特別措置
に関する条例の一部を改正する条例について)
- 第 3 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて
(紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)
- 第 4 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第 5 議案第47号 農業委員会委員の任命の同意について
- 第 6 議案第48号 農業委員会委員の任命の同意について
- 第 7 議案第49号 農業委員会委員の任命の同意について
- 第 8 議案第50号 農業委員会委員の任命の同意について
- 第 9 議案第51号 農業委員会委員の任命の同意について
- 第10 議案第52号 農業委員会委員の任命の同意について
- 第11 議案第53号 農業委員会委員の任命の同意について
- 第12 議案第54号 農業委員会委員の任命の同意について
- 第13 議案第55号 農業委員会委員の任命の同意について
- 第14 議案第56号 農業委員会委員の任命の同意について
- 第15 議案第57号 農業委員会委員の任命の同意について
- 第16 議案第58号 農業委員会委員の任命の同意について
- 第17 議案第59号 農業委員会委員の任命の同意について
- 第18 議案第60号 農業委員会委員の任命の同意について
- 第19 議案第61号 令和6年度紀美野町一般会計補正予算（第1号）について
- 第20 議案第62号 令和6年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1
号）について

- 第 2 1 議案第 6 3 号 令和 6 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算
(第 1 号) について
- 第 2 2 議案第 6 4 号 令和 6 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
について
- 第 2 3 議案第 6 5 号 令和 6 年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
について
- 第 2 4 議案第 6 6 号 令和 6 年度紀美野町農業集落排水事業会計補正予算 (第 1 号)
について
- 第 2 5 議案第 6 7 号 令和 6 年度紀美野町東部簡易水道事業会計補正予算 (第 1 号)
について
- 第 2 6 議案第 6 8 号 令和 6 年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算 (第 1 号)
について
- 第 2 7 議員派遣の件について
- 第 2 8 閉会中の継続調査の申し出について
(総務文教常任委員会)
(産業建設常任委員会)
(議会運営委員会)
(議会活性化特別委員会)
(議会広報特別委員会)
-

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 8 まで

○議員定数 1 2 名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	徳 田 拓 嗣
2 番	中 原 和 也
3 番	桐 山 尚 己
4 番	藤 井 基 彰

5 番 上 柏 皖 亮（1 3 時 4 3 分再開以降）
 6 番 埴 谷 高 夫
 7 番 七良浴 光
 8 番 北 道 勝 彦
 9 番 向井中 洋 二
 1 0 番 伊 都 堅 仁
 1 1 番 美 濃 良 和
 1 2 番 美 野 勝 男

○欠席議員

（1 3 時 4 3 分再開以前）5 番 上 柏 皖 亮

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町	長 小 川 裕 康
副 町	長 細 峪 康 則
教 育	長 東 中 啓 吉
総 務 課	長 曲 里 充 司
企 画 管 財 課	長 高 田 真 孝
住 民 課	長 森 谷 克 美
税 務 課	長 調 月 克 久
保 健 福 祉 課	長 森 谷 善 彦
子 育 て 推 進 課	長 黒 崎 智 帆
産 業 課	長 吉 見 將 人
建 設 課	長 中 前 貴 康
ま ち づ く り 課	長 米 田 和 弘
水 道 課	長 長 生 正 信
美 里 支 所	長（米 田 和 弘）
消 防	長 家 本 宏

会 計 管 理 者 太 田 具 文
教 育 次 長 東 浦 功 三
代 表 監 査 委 員 菊 本 邦 夫

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長 井 戸 向 朋 紀
事 務 局 書 記 西 本 貴 哉

開 議

○議長（美野勝男） 皆さん、おはようございます。

上柏議員から欠席届が出ていますので報告します。

（午前 9時00分）

○議長（美野勝男） これから本日の会議を開きます。

それでは、日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（紀美野町税条例の一部を改正する条例について）

○議長（美野勝男） 日程第1、議案第42号、専決処分の承認を求めることについて（紀美野町税条例の一部を改正する条例について）、議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和） おはようございます。

まず初めに、これは議会議案のほうですね、この3ページにあります51条の2ですね。ここでは現行の条例に、ただし、町長が当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、町民税を減免する必要があると認める場合は、この限りではないと、このように加筆というか、加えることになっておりますけれども、これについては、町長が認める、何と言うんですか、客観的にそれをどういうふうに認めていくのか、そのところについてお聞かせいただきたいと思います。

次に、附則にあります56条については、来年の4月からですか、となってる56条が4ページにあります。これで学校法人等の、この最後の4行ですね、所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用をさせていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならないと。これについては、これは具体的には、うちの場合はどうなっているのかお聞かせいただきたいと思います。

あと、これについてはいわゆる4万円減額の部分の住民税1万円に関するものというふうに理解してよろしいのでしょうか。

以上、よろしくお願いします。

(1 1 番 美濃良和 降壇)

○議長 (美野勝男) 調月税務課長。

(税務課長 調月克久 登壇)

○税務課長 (調月克久) おはようございます。それでは、美濃議員から御質疑があった点について御説明申し上げます。

まず、51条の2、町民税の減免に関する改正でございますが、こちらにつきまして、これまで大規模災害等があった際、被災地において、災害減免の適用があることが明らかになった場合であっても、減免の適用を受けようとする者は申告書を提出しなければならないとする規定により、減免適用できず、被災者、税務局担当が負担を生じ、一部の被災自治体では実際に職権による減免を可能とする規定を追加する条例の改正もあったところでありまして、納税義務者の住所または居所、名称、事務所等、減免を受けようとする事由等が明らかな場合については、職権により減免ができるという改正になっております。

続きまして、56条の地方税第348条の改正に伴う改正で、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に係る条例で、私立学校法の第64条の第4項を152条の第5項に改める改正でございますが、当町では特に該当はございません。

続きまして、定率減税についてですが、こちらにつきましては、今回の条例改正分については分離課税分も1,805万円の上限に含めるという改正になっております。

所得税で3万円、住民税で1万円の減税になっておりまして、住民税につきましても、所得税につきましても、既に減税が行われているところであります。

以上です。

(税務課長 調月克久 降壇)

○議長 (美野勝男) 11番、美濃良和議員。

○11番 (美濃良和) これで、51条ですけれども、大規模災害があった場合のこの減免で、申請についてですね、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであって、かつ町民税を減免する必要があるという、その必要があるという部分については、どういうふうに判断されたものが適用を受けられるのか、それについてもう少し詳しくお願いしたいと思います。

56条については該当者はないということでございますので、結構です。

以上、よろしくお願いします。

○議長（美野勝男） 調月税務課長。

○税務課長（調月克久） それでは、美濃議員の御質疑にお答えします。

減免の必要とする場合であります、災害等その他で本人が来ることができない。もしくは、何らかの事情で申請をすることができない場合等を想定しております。

以上です。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

6番、埴谷高夫議員。

（6番 埴谷高夫 登壇）

○6番（埴谷高夫） 今の美濃議員の質疑ですけれども、これはこのただし書というのはこれだけじゃないですよ。その後も、5ページもそうですし、6ページもそうですし、こういうただし書がつけられてるわけですね。このただし書がつくことによって、申請をしなくても減免が受けられるという理解でいいんでしょうか。

でしたらね、町に何もその申請の書類が残らないで、残らないままに減免がされると、町長の専決みたいなものでね、減免がされているということになるんですけども、そしたら、後、検証する手だてがないんですよ。どうして、どういう具合で減免されたかっていうのが。そういう理解でいいんでしょうか。

（6番 埴谷高夫 降壇）

○議長（美野勝男） 調月税務課長。

（税務課長 調月克久 登壇）

○税務課長（調月克久） 埴谷議員の御質疑についてお答えします。

申請を受けなくても減免できるということでしたが、災害のときであれば罹災証明、その他必要な事項が分かる場合については、本人が申請できなかつたりする場合については町長の判断で減免できるとした条文であると認識しております。

以上です。

（税務課長 調月克久 降壇）

○議長（美野勝男） 暫時休憩します。

休 憩

（午前9時13分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時14分）

○議長（美野勝男） 調月税務課長。

○税務課長（調月克久） 先ほどの埴谷議員の御質疑についてですが、当町で申請書は受け付けませんが、決裁等、うちでの記録としては残しますので、検証はできると考えております。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） そしたらね、その決裁書類には何と書かれるんですか。そういう決裁の文書はもうできてるわけですか。

○議長（美野勝男） 調月税務課長。

○税務課長（調月克久） 先ほどの御質疑につきまして、申請書はございませんが、決裁には根拠の条文を明記した上で決定したいと思っております。

以上です。

○議長（美野勝男） 暫時休憩します。

休 憩

（午前 9時17分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時18分）

○議長（美野勝男） 調月税務課長。

○税務課長（調月克久） それでは、先ほどの埴谷議員の御質疑にお答えします。

第1号の生活保護であれば生活保護の証明書、第5号の災害によるものであれば罹災証明書、それで名前、住所等が書かれている、減免を受ける理由が明白である場合には、町長の権利により申請書なしで減免をすることとなっております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） あのね、根本的な問題、私思うのに申請主義だと思うんです

よ、こういうのはね。申請があつて初めて町はどういうふうにするかつていうのを決める。本人に有利なようになるのは決まってるんです。決まってますけれども、それはね、本人次第の話でしょう。本人さんが被災されたと。被災されても私申請しませんよと、もしそういう方がいらっしゃったらすよ、勝手にこっちでやるわけですから、それはそれで本人の意思を尊重していないということになりますから、問題になりますよね。本人の意思確認を何もしない。これそうでしょう。何もしないで減免をやってしまうと。私ね、あんまり、本人のためを思ったら、こうやってあげたらいいというのは分かるんですよ。しかし、それはそれでね、何か手続上に私問題あるように思うんです。やっぱり本人の意思を確認すると、これが大事だと思うんですけども、その点はどうなんでしょう。

○議長（美野勝男） 調月税務課長。

○税務課長（調月克久） すみません、お答えします。

災害の場合であれば、現地で会う、その他電話等で本人の意思確認はできると考えております。

以上です。

○議長（美野勝男） 暫時休憩します。

休 憩

（午前 9時23分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時24分）

○議長（美野勝男） 調月税務課長。

○税務課長（調月克久） お答えします。

本人の意思確認ができ、確認する書類等がある場合はできるということですが、基本的には、本人の申請を求むものであります。

以上です。

○議長（美野勝男） 暫時休憩します。

休 憩

（午前 9時26分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時32分）

○議長（美野勝男） 調月税務課長。

○税務課長（調月克久） お答えします。

記録を残すために決裁等には根拠等を明確に明記し、決裁を上げて記録として残したいと思っております。

以上です。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから、議案第42号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第42号、専決処分について承認を求める件を採決します。

本案は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号、専決処分について承認を求める件は承認することに決定しました。

◎日程第2 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（紀美野町地方活力向上地域等における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について）

○議長（美野勝男） 日程第2、議案第43号、専決処分の承認を求めることについて（紀美野町地方活力向上地域等における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について）、議題とします。

これから質疑を行います。１１番、美濃良和議員。

(１１番 美濃良和 登壇)

○１１番（美濃良和） この条例なんですけれども、以前この条例ができたときに、指定場所というんですか、があつて長谷の企業団地に当たるものであつたかというふうに思うんですが、この今の現状についてお聞かせいただきたいと思います。

それからですね、第４条ですね、固定資産税の不均一課税というところで１号、２号、３号というの、略になっていますよね。これについては、結局、それぞれ何分の１かずつ、（１）、（２）、（３）と分けて減税っていうんですか、そういうようなことになつてたかというふうに思うんですが、（１）から（３）の略になって、うちの町にそういうふうな企業が来てくれた場合には、どうなるのか。

具体的に（１）から（３）を抜いたということについて、その対応の仕方についてお聞かせいただきたいと思います。

(１１番 美濃良和 降壇)

○議長（美野勝男） 調月税務課長。

(税務課長 調月克久 登壇)

○税務課長（調月克久） 美濃委員の御質疑にお答えします。

まず、長谷の工業団地等がこの区域に含まれるということでしたが、本社機能の移転拡充により償却資産や税額控除の優遇措置があり、東京２３区に本社機能対象区域には長谷の工業団地は入っております。ただし、今該当はございません。

続きまして、固定資産税の不均一課税につきましては、先ほど申し上げたとおり、東京２３区以外から本社機能を移転する場合や、紀美野町の事業者が適用区域において本社機能を拡充する場合には、適用期間における固定資産税を下記のとおり不均一課税をすることとなっております。

初年度が１００分の０．１４、第２年度が１００分の０．４６７、第３年度が１００分の０．９３となっております。

以上です。

(税務課長 調月克久 降壇)

○議長（美野勝男） １１番、美濃良和議員。

○１１番（美濃良和） ２３区からこっちへ来た場合ということでございますけれども、当初そういうふうに長谷工業団地を充ててたというふうに思うんですが、今それ

が増えた、紀美野町の指定する地域が増えたかのように聞いたんですが、それはないわけですね。この長谷工業団地だけなんですね。

あと、この文書で略って書いてますけど、その略というのは、あくまでも1号、2号、3号の100分の0.14、100分の0.467、100分の0.933と、これがあるということなんですよ。

○議長（美野勝男） 暫時休憩します。

休 憩

（午前 9時42分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時48分）

○議長（美野勝男） 調月税務課長。

○税務課長（調月克久） 先ほどの美濃議員の御質疑についてお答えします。

まず平成27年、この法律が施行当初から今までの間に、うちには不均一課税をした該当がございません。

この条例につきましては、2年間の期間延長をするものであります。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 私聞いたのは、当初から長谷の工業団地のみというふうに聞いてたんですが、それが変わってないのかどうか。

この条例は、結果的に長谷工業団地に対するものだけであるのかどうか、その辺のこ
とと、それから4条にあるように、不均一課税の部分で1号、2号、3号について、略
となっているけれども、この数字についてはこの現行どおりの100分の0.14、1
00分の0.467、100分の0.933のこの数字でいいのかどうか、その辺のこと
について聞いてるんです。

○議長（美野勝男） 調月税務課長。

○税務課長（調月克久） お答えします。

長谷の工業団地につきましては、施行当初から不均一課税はしておりません。それと、不均一課税の（1）から（3）の率ですが、変わっておりません。

以上です。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前 9時50分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時52分）

○議長（美野勝男） 調月税務課長。

○税務課長（調月克久） お答えします。

この対象地域については、紀美野町全域となっております。そして、率については変わっておりません。

以上です。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

3番、桐山尚己議員。

（3番 桐山尚己 登壇）

○3番（桐山尚己） 本条例に基づいたこれまでの実績はなかったというふうに認識いたしましたが、なかったけれども2年間延長するということであります。

東京23区からの企業誘致を目的としているわけですから、町が活性化するためには必要なことだと思います。ただし、条例を設けただけで、待ってるだけではなかなか来てもらえないということだと思います。過去にどのような広報活動をしてこられたのか。今後2年間延長するに当たって、どのような広報活動をされていくのかについてお伺いいたします。

（3番 桐山尚己 降壇）

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午前 9時54分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10 時 00 分)

○議長（美野勝男） 高田企画管財課長。

(企画管財課長 高田真孝 登壇)

○企画管財課長（高田真孝） おはようございます。

桐山議員の御質疑にお答えさせていただきます。

企業誘致につきましては、先ほど町独自で広報活動っていうのは実際のところできておりませんが、県ですね、企業誘致担当課の、県と情報共有したりですね、そういう協議会は行っておりますので、その中で企業誘致についての相談をさせていただいたり、またうちの情報提供させていただいたりということで行っている状況です。

今後も、それを密に進めていきたいと考えておりますので、御説明とさせていただきます。

(企画管財課長 高田真孝 降壇)

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第 43 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第 43 号、専決処分について承認を求める件を採決します。

本案は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 43 号、専決処分について承認を求める件は承認することに決定しました。

◎日程第 3 議案第 44 号 専決処分の承認を求めることについて（紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

○議長（美野勝男） 日程第 3、議案第 44 号、専決処分の承認を求めることにつ

いて（紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）、議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和） この条例ですね、改正によって後期高齢者の支援金等の課税額が22万円から24万円に、2万円上がるということですね。これで最高限度額は幾らになっていくのか。

それと、5割軽減、2割軽減というのがあるわけですが、それをされて、町民にとってはこのことについて、トータルどういうふうになるのか、そのことについてお聞かせいただきたいと思います。

それから、健康保険税について、会計で基金ですね、基金は幾らになっているのか。それから、今後12年でしたっけ、令和12年に県下統一というふうなことになるという話になっているわけですが、これについても、いろんな自治体の状況もあつたりするんですが、今後それはどうなっていくのか。その基金がそうなってくるとどうなるのか。そのことについてお聞かせいただきたいと思います。

要するに、基金があつて、それが統一されるのであれば、できるだけそれまでに使ったほうが、町民のためになると、俗っぽく言えばそうなんですが、というようなことからお聞かせいただきたいと思います。

（11番 美濃良和 降壇）

○議長（美野勝男） 調月税務課長。

（税務課長 調月克久 登壇）

○税務課長（調月克久） それでは、美濃議員の御質疑にお答えします。

私のほうからは、限度額の引上げ及び5割軽減、2割軽減について御説明申し上げます。

今現在は限度額が104万円となっておりまして、今回の22万円から24万円の引上げに伴いまして、基礎課税に係る限度額が65万円、介護給付に係る限度額17万円と合わせまして106万円となります。

続きまして、5割軽減、2割軽減につきましては、軽減につきまして3月までの被保険者で試算したところ、5割軽減の均等割が7名増、5割軽減の平等割が4世帯増となりまして、2割軽減の均等割は4名減、2割軽減の平等割は2世帯減となりまして、合

計で均等割が3名、平等割で2世帯の増となっております。

以上です。

(税務課長 調月克久 降壇)

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

(住民課長 森谷克美 登壇)

○住民課長（森谷克美） 私からは国民健康保険会計の基金について御説明させていただきます。

現在決算中ですが、令和5年度末の残高が1億4,288万2,372円と想定しております。

議員御指摘の県下統一料金になるまでに使ったほうが町民のためにはなるのではないかという御質疑でしたが、県下統一料金確定後も保険料に、結局、歳入歳出で歳入が足りない場合は基金で補填すること考えておりますので、全くゼロというわけにはいかないと今のところ思っております。

以上、御説明とさせていただきます。

(住民課長 森谷克美 降壇)

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 最高限度額が2万円上がって106万円になると、こういうふうな数字になっていくということでございますね。あと、その軽減も均等ですかで7名、世帯で4世帯という、そういうところが、一定の軽減にかかると、新たにかかるというふうなことでよろしいんですか。

それから基金、ちょっと聞き取りにくかったんですが、これで統合後もこの基金は紀美野町で使えるというふうな、そういうふうな意味合いの答弁でしたか。

○議長（美野勝男） 調月税務課長。

○税務課長（調月克久） それでは美濃議員の御質疑にお答えします。

限度額については106万円になります。それと、5割軽減が7名増、均等割が7名増で2割軽減が4名減になりますので、均等割は3名、5割軽減につきましては平等割が4世帯、2割軽減の平等割が2世帯減りますので、合計で2世帯の増となっております。

以上です。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 美濃議員の再質疑にお答えします。

基金、町で保有してる分は町で使えるのかという御質疑だったかと思います。

当初は、確かに基金がない状態で、県下統一の保険料で医療費を賄うっていうところでスタートしてる、だったんですけども、どうしても保険料、医療費って年度年度で増減、診察にかかったり、病気になる方とか、毎年きれいに均一で支出されるわけではないんです。それに対する保険料が必ずしも毎年度十分に保険料として収入できるっていう保障がありませんので、基金を活用する場合があるんじゃないかというところで今、協議はされています。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） その106万円になったということでございますけれども、なってるんですね、これ専決ですから。これについては、大体国保会計とか、国民健康保険税の、一般の町民の方々と、それから106万円ってなってきた場合、これで社会保険だったらどれぐらいになりますか。その割合と言うたらいいのかな、要するに、相当この国民健康保険税のほうが負担割合が高いと、こういうふうに聞くんですが、社会保険は半分なんですね、事業者負担になってくるというふうに思うんですけども、そういうふうに考えた場合に、この106万円っていう、その位置づけっていうんですか、我々国民健康保険の払う方々にとって、その負担の感覚っていうのはどういうふうに見ていったらいいのか。その辺はどうでしょうか。

それから、1億4,000万円の基金があるということで、今後入らんこともあるということなんですが、町民の皆さん方が年間幾ら払っているんですか。この1億4,000万円もなくなるような、そういうことはあるんですか。

○議長（美野勝男） 調月税務課長。

○税務課長（調月克久） 美濃議員の御質疑にお答えします。

社会保険に比べて106万円限度額の位置づけということですが、社会保険につきましては、半額事業所が負担するということからも、106万円は限度額としては若干高く感じるかもしれませんが、半額補助される社会保険に比べて、そのように一応思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 美濃議員の再々質疑にお答えします。

国保の財政調整基金なんですけれども、平成30年度末では2億4,000万円ぐらいありました。それが今、令和5年で1億5,000万円程度になっております。運営にも基金の繰入れは行っておりますし、今後、料金統一の間も運用で基金を取り崩すこともありますので、決して料金統一後にこの料金を全て持ち越すというわけではなく、通常の運営でも使用しております。

以上です。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第44号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和議員。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和） それでは、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対しまして、反対の立場から討論させていただきます。

先ほど来、質疑応答がありましたけれども、町としてはというんですか、町民にとって国民健康保険税っていうのが大変大きいんですよ。ほかの税金もございますけれど、一番払う税金で大きいのが国民健康保険税であると、そういうことであります。

先ほども質疑させていただきましたけれども、社会保険では事業者負担ということで、半分を見てもらっていると、そういうことですから国民健康保険のほうに加入者1人に対する負担割合が高いということでもあります。その中で、それは辛抱してもらわなアカンような、そういう答弁でありましたけれども、しかしですね、あまり上がっていくと、他の保険のほうに移行されるんですよ。最近も聞いたんですけれども、国民健康保険から変わった方がおられます。そういうふうなことになるって、結果、この国民健康保険会計にとってもマイナスになると、そういうふうなこともあります。

また、1億4,000万円という基金もあるわけございまして、今後の動向というのは分からないにしても、この1億4,000万円を取り崩してでも、そういうことから、保険税の減額のほうに回すことこそが求められているというふうに思います。

そういうことから、今回の改正の案に対しまして、合算額24万円。その結果、最高

限度額１０６万円と、こういうことに対しまして反対いたします。

（１１番 美濃良和 降壇）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第４４号、専決処分について承認を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（美野勝男） 起立多数です。

したがって、議案第４４号、専決処分について承認を求める件は承認することに決定しました。

◎日程第４ 諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（美野勝男） 日程第４ 諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、議題とします。

本件については、質疑及び討論を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、質疑及び討論は省略することに決定しました。

これから議会の意見をまとめます。

お諮りします。諮問第１号については、適任として答申したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第１号については、適任として答申することに決定しました。

- ◎日程第 5 議案第 4 7 号 農業委員会委員の任命の同意について
- ◎日程第 6 議案第 4 8 号 農業委員会委員の任命の同意について
- ◎日程第 7 議案第 4 9 号 農業委員会委員の任命の同意について
- ◎日程第 8 議案第 5 0 号 農業委員会委員の任命の同意について
- ◎日程第 9 議案第 5 1 号 農業委員会委員の任命の同意について
- ◎日程第 1 0 議案第 5 2 号 農業委員会委員の任命の同意について
- ◎日程第 1 1 議案第 5 3 号 農業委員会委員の任命の同意について
- ◎日程第 1 2 議案第 5 4 号 農業委員会委員の任命の同意について
- ◎日程第 1 3 議案第 5 5 号 農業委員会委員の任命の同意について
- ◎日程第 1 4 議案第 5 6 号 農業委員会委員の任命の同意について
- ◎日程第 1 5 議案第 5 7 号 農業委員会委員の任命の同意について
- ◎日程第 1 6 議案第 5 8 号 農業委員会委員の任命の同意について
- ◎日程第 1 7 議案第 5 9 号 農業委員会委員の任命の同意について
- ◎日程第 1 8 議案第 6 0 号 農業委員会委員の任命の同意について

○議長（美野勝男） 日程第 5、議案第 4 7 号、農業委員会委員の任命の同意についてから日程第 1 8、議案第 6 0 号、農業委員会委員の任命の同意についてまで、1 4 議案を一括議題とします。

これから議案第 4 7 号に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第 4 7 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第 4 7 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（美野勝男） 起立多数です。

したがって、議案第４７号は同意することに決定しました。

続いて、議案第４８号に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第４８号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第４８号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（美野勝男） 起立多数です。

したがって、議案第４８号は同意することに決定しました。

続いて、議案第４９号に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第４９号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第４９号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（美野勝男） 起立多数です。

したがって、議案第49号は同意することに決定しました。

続いて、議案第50号に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第50号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（美野勝男） 起立多数です。

したがって、議案第50号は同意することに決定しました。

続いて、議案第51号に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第51号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（美野勝男） 起立多数です。

したがって、議案第５１号は同意することに決定しました。

続いて、議案第５２号に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第５２号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第５２号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（美野勝男） 起立多数です。

したがって、議案第５２号は同意することに決定しました。

続いて、議案第５３号に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第５３号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第５３号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（美野勝男） 起立多数です。

したがって、議案第５３号は同意することに決定しました。

続いて、議案第５４号に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第５４号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第５４号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（美野勝男） 起立多数です。

したがって、議案第５４号は同意することに決定しました。

続いて、議案第５５号に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第５５号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第５５号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（美野勝男） 起立多数です。

したがって、議案第５５号は同意することに決定しました。

続いて、議案第５６号に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第５６号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第５６号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（美野勝男） 起立多数です。

したがって、議案第５６号は同意することに決定いたしました。

続いて、議案第５７号に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第５７号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第５７号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（美野勝男） 起立多数です。

したがって、議案第５７号は同意することに決定しました。

続いて、議案第５８号に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第５８号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第５８号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（美野勝男） 起立多数です。

したがって、議案第５８号は同意することに決定しました。

続いて、議案第５９号に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第５９号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第５９号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（美野勝男） 起立多数です。

したがって、議案第59号は同意することに決定しました。

続いて、議案第60号に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第60号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（美野勝男） 起立多数です。

したがって、議案第60号は同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩

（午前10時32分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時46分）

◎日程第19 議案第61号 令和6年度紀美野町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（美野勝男） 日程第19、議案第61号、令和6年度紀美野町一般会計補正予算（第1号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和） それでは、若干お聞きしたいと思います。

支出ですけれども、5ページの2款1項4目財産管理で、かじか荘について上がっております。

これは129万8,000円ですか、これについての御説明をお願いしたいと思います。

それから、8ページ、3款1項17目の低所得者支援給付金給付事業費で、18節で低所得者の支援給付金が2,650万円上がっています。これについての説明をお願いしたいと思います。

それから、その下の定額減税ですね、18目ですか、その18節にあるように定額減税補足給付金ですね、7,200万円についての御説明をお願いします。

それから、その下、3款2項1目の児童福祉総務費のこども食堂ですね、18節、20万円、これについての説明をお願いいたします。

10ページですけれども、4款1項の1目、2目、保健衛生総務費と予防費で、いや、すみません、予防費ですね、2目、このところで委託料とそれから負担金、補助のところ、3,321万円と4,445万6,000円が提案されています。これについての説明をお願いいたします。

それから、その下の衛生費、保健衛生費の中の4目の環境衛生で、東部簡水への交付金が817万7,000円の減額になっています。これについてもお願いいたします。

それから、13ページ、5款2項1目林業総務費の18節「山の恵み」ですね、196万6,000円についてもお聞かせいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

（11番 美濃良和 降壇）

○議長（美野勝男） 高田企画管財課長。

（企画管財課長 高田真孝 登壇）

○企画管財課長（高田真孝） 私からは、美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

質疑の予算に関する説明書の5ページの2款1項4目財産管理費の工事請負費、かじか荘浴場用タンク薬液注入装置設置等工事129万8,000円につきまして、御説明させていただきます。

これにつきましては、令和6年3月に海南保健所のほうから立入検査というものがあ

りました。そのときに、浴場用の貯水タンクに消毒として次亜塩素酸ソーダを注入する装置を設置しなさいということと、それから今、既設ではあるんですけども、ろ過装置がございます。そのろ過装置の薬液の注入の方法について、これについて修正、修正というか、今、浴場の中のお風呂の水を循環させるのに、ろ過器を通して循環させるんですけども、現在ろ過器を出て浴場に入るところに薬液を入れる形になってるんですけども、ろ過器に入る前にその薬液を注入する方法に変えてくださいという指導がありました。その指導に伴い、工事費用として129万8,000円を補正するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

(企画管財課長 高田真孝 降壇)

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

(保健福祉課長 森谷善彦 登壇)

○保健福祉課長（森谷善彦） それでは、予算に関する説明書の8ページ、17目低所得者支援給付金給付事業費の18節負担金、補助及び交付金の低所得者支援給付金2,650万円について御説明いたします。

この給付金は、国の総合経済対策に基づき、令和6年度において新たに住民税非課税となる世帯及び住民税均等割のみ課税世帯となる世帯に対して、1世帯当たり10万円を給付するものです。

また、これらの世帯のうち18歳以下のお子さんがある世帯に対しても、こども1人につき5万円を加算し、給付いたします。2,650万円の内訳ですが、住民税非課税世帯は140世帯、それから均等割のみ課税世帯は110世帯、こどもの加算については30世帯を見込んでおります。

続いて、同じく8ページから9ページにかけての定額減税補足給付金の18節、定額減税補足給付金について説明いたします。

これも国の経済対策に基づき、物価高による国民の負担を緩和するため、またデフレ脱却のため、一時的な措置として納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき4万円の定額減税、所得税で3万円、住民税1万円の減税が行われますが、その恩恵を十分に受けられない納税者に対し、減額し切れない差額を補足給付金として給付するものでございます。

システムを入れて、再計算しなければ分からないんですが、今のところ、1,800

人、7,200万円の給付が必要だと考えております。

その次、10ページの4款1項2目予防費でございます。12節委託料、各種予防接種委託料でございます。これは令和6年度の新型ウイルスワクチンの接種に係るお医者さんにかかったときの費用について、委託料として支払うものでございます。

コロナワクチン接種の令和6年度の対象者は65歳以上、それから60歳から64歳の方で、心臓、腎臓、呼吸器等の重度障害を有する方が対象の基礎疾患のある方でございます。秋から冬にかけ1回接種の見込みでございます。

なお、この接種に関しては1回当たり1万5,300円と費用が高額と見込まれるため、国の補助金も歳入のほうで8,300円、1回当たり歳入を見込んでいるんですが、残り7,000円のうち、町が4,000円を負担し、自己負担は3,000円で接種できるように行いたいと考えております。

それから、18節の負担金、補助及び交付金の予防接種健康被害給付金でございます。これは国の予防接種健康被害救済制度に基づき、厚生労働省から新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害が認定された1名の方に対して一時死亡金等の給付を行うものでございます。

以上でございます。

(保健福祉課長 森谷善彦 降壇)

○議長(美野勝男) 黒崎子育て推進課長。

(子育て推進課長 黒崎智帆 登壇)

○子育て推進課長(黒崎智帆) 私のほうからは、予算に関する説明書の9ページ、児童福祉費、1目児童福祉総務費の18節負担金、補助及び交付金のこども食堂支援事業補助金について御説明させていただきます。

現在、町内で活動いただいているこども食堂、キノコ食堂は、毎月1回、第2金曜日に開催されております。令和5年度の利用人数はこどもで延べ547人、大人は延べ631人と、たくさんの方が利用されており、食事を通してこどもの居場所や地域、多世代における交流の場としての大きな役割を担っていただいております。

町は平成30年の開所当初からこども食堂への支援事業補助金を交付しておりますが、今回新たに、こども食堂が運営に当たり、急遽、備品購入、米の保冷庫ですが、が必要となり、町が継続するための追加補助となります。

現在、こども食堂では米を貯蔵する冷蔵庫がなく、夏場は湿気や気温が高くなり、常

温であると味や品質、衛生面が懸念されるため、運営されている方から、米の保冷库購入のための補助要望がありました。

町としましては、早急な対応の必要性があると判断したため、今回補正案を上げさせていただきます。

以上です。

(子育て推進課長 黒崎智帆 降壇)

○議長（美野勝男） 長生水道課長。

(水道課長 長生正信 登壇)

○水道課長（長生正信） それでは、私のほうからは予算に関する説明書 11 ページ、4 款 1 項 4 目 18 節の負担金、補助及び交付金で東部簡易水道事業会計補助金 81 万 7,000 円の減額の理由ですが、東部簡易水道事業会計において、本年 4 月の人事異動に伴い、1 名の職員が減少しております。その関係で職員人件費 1 名分の減額補正を行っておりまして、それに対する一般会計からの補助金の減額でございます。

以上でございます。

(水道課長 長生正信 降壇)

○議長（美野勝男） 吉見産業課長。

(産業課長 吉見将人 登壇)

○産業課長（吉見将人） それでは、私のほうから美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

5 款 2 項 1 目の林業総務費、18 節の負担金、補助及び交付金の 196 万 6,000 円は、「山の恵み」活用人材支援事業補助金でございます。

この事業は、和歌山県の事業でございまして、特用林産物を活用した産業振興のための補助金でございます。

紀美野町特用林産物振興研究会が和歌山県に対しまして補助事業の要望をしたところ認められたものでございまして、事業内容につきましては、ほだ木などを運ぶ運搬車の整備となっております。

県 3 分の 1、町 3 分の 1、自己負担 3 分の 1 となっておりまして、対象は団体が対象の補助制度となっております。

以上でございます。

(産業課長 吉見将人 降壇)

○議長（美野勝男）

11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和）

5ページの総務管理費ですね、2款1項2目、かじか荘ですけれども、これで薬液注入のタンクをつけると、そういうことでありましたけれども、これは施設が、要するにもう30年たってきてるんですよね。そういうふうなことから出てきたもの、要するに経年によるものであるのか。その辺のところについてはどうでしょうか。

また、今後、かじか荘も、私は人の雇用っていうことを大事にしなければならんと。今、だんだんと過疎化が進んでいますけれども、ともすれば人に来てもらう、あるいは人の雇用がなければ、働くところがなければ人は増えない。ここが一番の問題だと思うんですね。しかも、生活できるような、そういう給料っていうんですか、ものがなければ、人はやってきてくれないし、残ってくれないと。そういう点で、人の雇用の場っていうのは、やはり確立せにゃならんと。なければつくっていかなくゃならないと。それだけのことを町としてはやらなくゃならんというふうに思います。そういうふうなことから、今、かじか荘についても、30年たってきてる。その中で、この問題についてはどういうふうに見たらいいのか、どうでしょうか。

それから、3回しかないんですよね。

これは8ページの低所得者支援給付金ですね、これについては、もうこれで理解しました。

それから、4万円の他にある3款1項の18節の中の負担金、補助で7,200万円ですか。要するに4万円で、3万円分がこれになっているんですか。これは、結局ですね、定額ですから、今後、毎月所得税払っていく方については、これが毎月、対応というんですか、出ていくんでしょうけれど、事業者というんですか、年間1回の申告をして税を払う方にとっては、これはどうなるんですか。即、この7,000万円余りの金が効いてくるのかどうかですね。デフレとか、その辺のところに対するものであるということなんですけれども、実際にはどうであるのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、その下の民生費、児童福祉費、3款2項1目のこども食堂ですね、多くのボランティアの方々がやってられるわけですが、冷蔵庫については、それで、当然かびますからね、それはもう体に変な臭いし、ですけど、こども食堂自体については、これで要するに運営がやっていけるのかどうか。今回20万円、今までこういうふうなものなかった。7万円かそこら、当初ですって出てますけれども、その辺のところをで

すね、事業者の方々の御意見はどうなっているのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、10ページの4款1項2目ですね、予防費の中で、18節の4,445万6,000円の、1名の方が、どういうふうな状態であるのか。それから、ほかの方々に対して、そういう救済の必要がなかったのかどうか、その辺はどうであるのかお聞かせいただきたいと思います。

消防については、またそちらの会計でお聞かせいただくとして。

あと、13ページの5款2項1目林業総務費の中の、このシイタケのほだ木の運搬に対して196万6,000円の補助ということなんですけれども、課長の答弁で団体の方ですね、団体に対して196万6,000円、これはその運搬の方、隣近所の方々、3団体なり、3人だったらいいんですけれども、このほだ木の運搬のための、その機械ですかについては、196万6,000円がどのように、分けていくんか、その辺についてはどうなんでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

それからまた、今後ともこのような補助金が出るのかどうか、その運営のことについてもお聞かせいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（美野勝男） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） 私からは、美濃議員の再質疑についてお答えさせていただきます。

かじか荘の貯水槽につきましては、経年劣化ではないのかということで、御質疑であったと思います。これにつきましては、そうではなくて、県条例、公衆浴場衛生基準等に関する条例というのが改正されまして、そういう貯水槽にレジオネラ属菌が繁殖しないようにということで、その貯水槽内で消毒を行うために、そういった消毒液を注入する装置をつけなさいということになっておりますので、それに対応するために設置するというものでございます。

それから、雇用の方ということですが、雇用についても、かじか荘は大変重要なところを担っていただいていると思います。現在、25名の方、働いていただいてまして、うち10名の方が町内の方というふうに認識しております。

こういう働く場の確保として、かじか荘は大事な施設かなということで、町としても認識しておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 予算に関する説明書の８ページ、定額減税補足給付金の４万円給付なのですが、町としましては、令和５年度の収入をもって、その住民税、それから所得税でどのくらい引けるのかということを計算しまして、その不足分を所得税分と住民税分の４万円から引けなかった分を給付するものでございますので、それぞれの所得税に関しては、ちょっとこちらのほうでは、ちょっと分かりかねます。すみません。

それから、１０ページの２目予防費ですが、予防接種健康被害給付金でございます。

町内で重度の方についてはですね、健康被害救済制度を活用して３名の方が現在国のほうに申請していただいております。今回、そのうち２人の方が救済制度の対象となりました。残り１名の方については、まだ国のほうで審議中でございます。

今回上げさせてもらったのは２例目の救済の認定が下りましたので、予算計上しているところでございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 黒崎子育て推進課長。

○子育て推進課長（黒崎智帆） 私のほうからは９ページ、１８節のこども食堂の運営について、キノコ食堂の方の意見等についてどうかという御質疑でした。

そのことにつきましては、普段町から月６,０００円の補助と奉仕団体からの寄附、個人の方の寄附や、食材の提供、参加される大人の方からの参加費、また、こども食堂の方がいろいろ工夫していただいているおかげもあり、現在は費用内での運営を図っていただいております。

直近も、このようなお話も聞かせていただきました。今回のような備品購入などの特別に費用が発生する場合につきましては、その都度検討させていただきたいと思っております。

また、今後運営困難な場合は運営していただいている方と十分協議をさせていただきまして、運営継続については、支援のほうの検討も考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（美野勝男） 吉見産業課長。

○産業課長（吉見将人） それでは、美濃議員の再質疑にお答えさせていただきます。

まず、運搬車でございますが、特用林産物を育てる事業者というんですかね、耕作者の方は、それぞればらばらの地区におられまして、その運搬車につきましては、1トンドンプ等に歩み板をつければ載せることができますので、必要なときに運搬して、その場所で使われるという形になるかと思います。

今後とも、こういう申請があるのかということでございますが、特用林産物のその研究会につきましては、今後、そういった特殊な機材であったり、必要なものが出てくればですね、県のほうへ相談へ行かれまして、県のほうでそれが承認されれば、また補助対象、補助金として申請が上がってくるものかと考えてございます。今のところ、相談ございませんので、今年、今のところは収まるのではないかなと思っております。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 5ページの総務費の総務管理費の財産管理費のかじか荘ですけれども、現在25名働いていて、そのうち9人が町内でしたか、10人ですか、14人ですか。そういうことで、町としても大事に考えているということでございます。今回は県条例に基づいて、こういうふうなことをしなきゃならんことになったという説明であったかというふうに思うんですが、この施設自体は今後、やっぱり先ほど言うように30年という月日が過ぎてきているという中で、そういうところ、施設については町がしなきゃならん、やらなきゃならんわけですよね。そういうふうなことから、その辺のところはどのように捉えられているんですか。今回は、これによって129万8,000円なんですけど、今後も当然、そのことが心配されるわけですけども、それはどうなっているのかお聞きしておきたいと思います。

それからですね、8ページ、9ページ、先ほど私はこの8ページというよりも、9ページの、この定額減税の7万2,000円のことについて聞いたんですけども。答弁は8ページの低所得者の支援給付金、住民税の分の減税というふうに答えていただいたんですけども、違いましたか。

この7,200万円についての答弁でしたか。だったらですね、国保で、サラリーマンであるならば、月々のこの減税って、先ほどと同じになりますけれども、月々の給料に対する税金に対して、これを減税されていくと。じゃあ、先ほども聞いたんですけど、事業者、申告をしてやられる方については、もう来年の申告を過ぎた3月以降でなければ、要するにデフレ対策とか、その辺のところの効果は発生せんと、そういうふうにな

ってくるわけですね。その辺については、何らかのそういう、3万円の、こういう減税だ減税だって言いますけれども、実質効果はどこで発生してくるのか。それについてお聞かせいただきたいということでした。

こども食堂については了解しました。

あとですね、10ページの衛生費、4款1項2目予防費について、負担金、補助で4,445万6,000円の方で、2名の方が今回対象となつてということですね。これは、3名やっとな。どの程度の方がこの救済になっているわけなんですか。いろんなことを言われてますよね、味覚障害や何やか。その辺は、どの程度の方が現在2名であるんかお聞かせいただきたいと思います。

13ページの「山の恵み」については、了解しました。

以上、よろしくお願いします。

○議長（美野勝男） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） 美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

2款1項4目財産管理費のかじか荘の工事に関連しまして、今後劣化していく施設の整備について、町としてはどう考えるかという御質疑だと思いますが、もちろん不具合であるとか、修繕しなければいけない、老朽化して朽ちているところは、町としてもそういうところは整備していく必要があると考えております。過去にも、そういった形で整備している状況もあります。軽微なものについては、今、指定管理制度を設けて運用してるわけなんですけれども、軽微なものについては指定管理者のほうでしていただく。大きな大修繕であるとか、金額が結構かさむものについては町のほうで行っていく、そういう考えでございますので御理解いただきたいと思います。

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 所得税の給付に関しては直接的なところではないんですが、サラリーマンとかだったら、月々の給与から天引きで引かれるんですけども、事業者については確定申告での引かれるということを聞いております。

それから、10ページの予防費の予防接種健康被害給付金についてでございます。

ちょっと説明が不足してた部分、申し訳ございません。現在、健康被害救済制度の申請を紀美野町民の方で申請を上げている方は現在3名で、2名の方が厚生労働省から健康被害ということで認定されておりまして、今回補正予算で計上させていただいておりますのは、そのうちの1名でございます。

以上でございます。

それから、どのような状態になったら、この救済制度が使えるのかっていうことは、もう程度は関係ございません。ちょっと体調が悪くなって、病院に行かれたときの治療費も含めて救済制度の対象となっております。

以上でございます。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

3 番、桐山尚己議員。

（3 番 桐山尚己 登壇）

○3 番（桐山尚己） では、予算説明資料のほうで、11 ページ、4 款 1 項 2 目予防費、12 節委託料の中の各種予防接種委託料、新型コロナウイルスワクチンということで、先ほどいろいろ細かい御説明ありましたけれども、自己負担 3,000 円を除く 1 万 2,300 円を 2,700 名の方を対象に想定して接種を委託すると、3,321 万円ということで計上されております。

このですね、先ほどの御説明では秋から冬にかけてということでありましたが、具体的にいつから接種が始まるのか、その予定ですね。あと、具体的にその数字が出てくるわけですから、費用のですね、どこのメーカーのこういったワクチンでということはまだ決まっているかと思います。その辺りの情報について答弁願います。

以上です。

（3 番 桐山尚己 降壇）

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

（保健福祉課長 森谷善彦 登壇）

○保健福祉課長（森谷善彦） それでは、予算に関する説明書の 10 ページ、予防費の委託料についてでございます。

具体的な時期については、国のほうからですね、秋から冬という案内のみで、具体的に何月のいつからというような、まだ案内は来ておりません。また、ワクチンについても、どこのメーカーを使用するのかっていう案内も、まだ国のほうから届いていない状況です。

その辺り、情報をしっかり聞いて、体制を整えたいと考えております。

以上です。

（保健福祉課長 森谷善彦 降壇）

○議長（美野勝男） 3 番、桐山尚己議員。

○3 番（桐山尚己） いつからなのか、及びどこのどういうワクチンを使うのかというところが全く分かってない段階で、取りあえず予算だけ計上しておくという事はいかなものかと。これだけですね、国内外、世界中を含めて、多くの健康被害が出ている状況なわけですね。これ、当然のことながら、従来のメッセンジャーRNA技術をベースとしたワクチンになってくるんだと思うんですけども、全く情報を今のところ開示されてないということはいかなものかというふうに思うんですが、その辺りについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 現在、国のほうで、秋に接種するコロナワクチンはどれを対象にするかっていうのは検討してる場所だと考えております。もちろん、コロナワクチンは厚生労働省において、有効性や安全性が確認、薬事承認されたものであり、健康被害についてはですね、引き続き審議会で継続して評価を行っているところでございますので、御了承賜りたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 3 番、桐山尚己議員。

○3 番（桐山尚己） 国のほうでね、薬事承認が下りたと、有効性、安全性なんかも確認されたということですが、多くの健康被害が今認定されつつあって、どんどんその数も増えてるわけですね。健康被害の認定に関しても、そのメンバーに入っておられる医師、専門家の方なんかですね、製薬メーカーからお金を受け取っていたりというような、そういう実態も一部報告されております。そういう非常に私としては疑わしい状況下で、こういったものがまた上がってきて、さらには国民、紀美野町民の皆さんに十分な情報提供なしで、さきの一般質問の答弁でもありましたけれども、国から提供された情報のみを提供されていくということでもありますから、町独自の情報は一切提供しないということでもありますから、非常に私は不安及び疑問を感じます。

1 名の死亡認定がこれまであったということで、今回そのすぐ下に 4,400 万円余りの計上がありますが、これについても今後は、この死亡認定が将来あった場合も、この金額も大幅に変わってくるというふうに認識しております。そういったことも含めて、丁寧な情報提供をしていかなきゃいけない。そういう大前提があるにもかかわらず、またこの予算申請の段階でよく分かっていないというところは、極めて私は問題だと思います。

ますが、もう一度その点についてお答え願います。

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） コロナワクチン接種の種類については、先ほども回答させていただきましたが、国のほうでどれにするかっていうのを検討している段階でして、町としては、その決定を受けて、受けたい人ができるだけ接種できるような体制を整えていきたいと考えております。

また、コロナウイルスによって、2023年度末までに10万人の死者数が超えたという人口動態調査も出ております。できるだけ、接種したい方は接種をして、重症化予防を行っていききたいと考えておりますので、その体制づくりについては予算計上して整えていききたいと考えております。

以上です。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

7番、七良裕 光議員。

（7番 七良裕 光 登壇）

○7番（七良裕 光） 予算に関する説明書の10ページ、4款1項2目予防費の18節負担金、補助及び交付金で、先ほど来、同僚議員からの質疑によって、課長のほうから答弁いただきましたが、この4,445万6,000円が健康被害救済者として国で認められた2名のうちの1名分だという答弁であったかと思いますが、あとの、残りの1名については、給付金は支給されないんですか。お尋ねします。

（7番 七良裕 光 降壇）

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

（保健福祉課長 森谷善彦 登壇）

○保健福祉課長（森谷善彦） それでは、質疑にお答えします。

3名のうち、2名が厚生労働省の健康被害の認定を受けて、今回1名の予算計上をさせていただいているところですが、先に、令和5年の3月に国のほうから、その方の健康被害の認定がありました。その方については、医療手当ということで支給額33万2,000円の支給をしているところでございます。これについては、予算を計上すべき部分だったんですが、早急に支給するために、現予算の中で対応させていただいたところなんです。

以上です。

(保健福祉課長 森谷善彦 降壇)

○議長（美野勝男） 7 番、七良裕 光議員。

○7 番（七良裕 光） であれば、なぜ今の、3 名申請して2 名が健康被害として認定された、その説明のときに今の説明をしなかったのか。ちょっと、課長の答弁には納得のいかん部分があるんですが、その理由について述べてください。

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 申し訳ございません。今回の補正について、できるだけ説明をしたいと考えて、そのことを焦点に説明させてもらったわけでございます。先に受けた健康被害の認定を受けた方については、説明不足でございました。

以上です。

○議長（美野勝男） 7 番、七良裕 光議員。

○7 番（七良裕 光） なぜ不親切かと思いますのは、2 名の方が健康被害者として国で認定を受けたと、そういう説明は要らないと違うんですか。1 名の方の給付金を4,445 万6,000 円、予算計上してますんで、そのことだけの説明で、健康被害者の状況がどうであったとかという説明ならいざ知らず、そうやって33 万2,000 円は既に医療費として支給してますとかって、後で説明してますが、そういう話ではないと違うんですか。そこら、もう一度明確な答弁をいただきたいと思います。

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 質疑にお答えします。

さきの議員の質疑の中で、健康被害の状況はどうかというところの中で、私としては3 名のうち2 名は認定を受けて、1 名がまだちょっと審査中というところを説明したかった部分でございまして、補正については、もちろん、今回計上させていただいている1 名の方が対象でございます。

○議長（美野勝男） 暫時休憩します。

休 憩

(午前11 時38 分)

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11 時40 分)

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

6 番、埴谷高夫議員。

（6 番 埴谷高夫 登壇）

○6 番（埴谷高夫） 繰越明許費について、たくさんある金額のものは結構ですけれども、主立ったもので結構ですけれども、これのちょっと説明をそれぞれお願いできますか。

（6 番 埴谷高夫 降壇）

○議長（美野勝男） 高田企画管財課長。

（企画管財課長 高田真孝 登壇）

○企画管財課長（高田真孝） 私のほうから埴谷議員の御質疑、繰越明許費のうちですね、すみません、1 つになるんですけども、65 ページの一番上の旧長谷小学校解体撤去工事ということで繰越しにしております。これについては、全体事業費につきましては6,682万4,000円というのが、全体事業費がありました。うち、令和5年度で支払っている金額がございまして、221万円支払っております。残りの金額全て6,511万4,000円になると思いますが、その金額を繰り越してございます。

これにつきましては旧長谷小学校の解体工事、撤去する工事でございます。

工期につきましては、令和6年8月末を工期としておりまして、現在ほぼほぼ、もう物的には、見た目では上物が撤去されている、そんな状態になっております。

工事につきましては、株式会社中井組が請け負っておりまして、請負金額が4,114万円という状況になっております。

以上でございます。

（企画管財課長 高田真孝 降壇）

○議長（美野勝男） 曲里総務課長。

（総務課長 曲里充司 登壇）

○総務課長（曲里充司） 埴谷議員の御質疑にお答えします。

2 款 1 項物価高騰対応商品券事業についてです。こちら、物価高の影響を受ける方に対して町民1人当たり5,000円の商品券をお配りするという事業です。

令和6年度への予算の繰越額が郵便料で229万6,000円、それから商品券の取扱業務委託料としまして4,089万2,000円、合わせて4,318万8,000円を令和6年度へ繰り越しして実施している事業でございます。

現在は配達を終えて、商品券の使用期限が令和6年の9月30日となっておりますので、現在その利用をそれぞれ町民の方がされているという状況になってございます。

以上でございます。

(総務課長 曲里充司 降壇)

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

(住民課長 森谷克美 登壇)

○住民課長（森谷克美） 私からは繰越計算書の3行目と4行目、戸籍住民基本台帳費の戸籍への氏名の振り仮名の追加に係るシステム改修事業及びマイナンバーカードへの氏名のローマ字表記システム改修事業について御説明させていただきます。

戸籍への氏名の振り仮名の追加に係るシステム改修事業につきましては、戸籍では振り仮名の情報をそもそも管理システムとして持っていなかったために、氏名の振り仮名を追加するシステムの改修を行うものでございます。

マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に係るシステム改修事業につきましては、マイナンバーカードを海外での身分証明として利用可能になることから、システムの改修を行うものです。いずれも前年度に予算補正で認めていただいていたんですけども、改修自体が今年度実施予定となったため、繰越しを行っているものです。

以上です。

(住民課長 森谷克美 降壇)

○議長（美野勝男） 森谷保健福祉課長。

(保健福祉課長 森谷善彦 登壇)

○保健福祉課長（森谷善彦） 私のほうからは5行目、7行目について説明させていただきます。

住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業費は、令和5年度均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金で10万円の給付でございます。

2月補正で計上させていただいたところですが、申請期間が短いというところがあり、繰越しさせていただいているところです。

続いて、7行目の低所得者の子育て世帯に対する臨時特別給付金については、低所得者の子育て世帯、こども1人につき5万円給付する事業でございます。これにつきましても申請期間が短いというところで、繰越措置をさせていただいたところです。

以上でございます。

(保健福祉課長 森谷善彦 降壇)

○議長（美野勝男） 黒崎子育て推進課長。

(子育て推進課長 黒崎智帆 登壇)

○子育て推進課長（黒崎智帆） 私のほうからは、児童福祉費の子ども・子育て支援事業計画アンケート調査の委託事業についてお答えさせていただきます。

二度の入札不成立により、令和5年度に予定しておりました子ども・子育て支援事業計画策定事業の一部が完了しないということとなったため、令和6年度に委託費を繰り越したものでございます。

現在、調査のほうは仕上がっておりまして支払いのほうも終了となっております。

以上です。

(子育て推進課長 黒崎智帆 降壇)

○議長（美野勝男） 中前建設課長。

(建設課長 中前貴康 登壇)

○建設課長（中前貴康） それでは、私のほうからは5款農林水産業費、1項農業費の地籍調査事業について、まずお話しさせていただきます。

地籍調査事業につきましては、現在紀美野町内で地籍調査を実施しておりまして、その当時の地籍の調査を実施するに当たりましては、早急に進めていくということで、国の方針によりまして令和6年の3月の補正に要望が通ったということでございまして、令和6年3月補正で対応させていただいた分ですので、現在実施をしているということで繰越しをさせていただいてございます。

続きまして、7款土木費、2項道路橋りょう費の地方創生道整備交付金事業につきましては、こちらは現在、釜滝柴目地内で行われています町道釜滝柴目線の工事に係る繰越しとなって、主には工事に繰越しということになってございます。内容につきましては工事の期間中に、地元との農作業の関係であるとか、そういった工事だったり、地元との協議であったりというところで期間を要したということで繰越しをしているところでございます。

続きまして、教育費飛びまして、10款災害復旧費でございます。

公共土木の施設災害復旧費、それから2項の農林水産業施設災害復旧費でございます。こちらにつきましては、昨年6月2日に起こりました豪雨災害による災害の復旧事業でございまして、そちらの工事等に関しまして、工事の着手はできたものの、やはり災害

復旧でかなりの工事の案件数があつたりとか、地元の協議であつたりとか、それから入札は行ったものの契約ができなかったもの等がございまして、それによる繰越しということで、現在災害復旧に向けて取り組んでいるところでございます。

以上です。

(建設課長 中前貴康 降壇)

○議長(美野勝男) 東浦教育次長。

(教育次長 東浦功三 登壇)

○教育次長(東浦功三) 私のほうからは、9款の教育費、中学校費の紀美野中学校改修事業の繰越明許費について御説明させていただきます。

429万円、これは紀美野中学校改修事業における設計費の繰越しでございます。昨年度補正でお認めいただいたのですが、設計期間に要する期間を年度内に確保できなかったため、翌年度に繰越明許費をさせていただいて、現在は設計も終了し、先日、議案として上げさせていただいた工事につきましても入札、発注済みでございます。

一番下の災害復旧費、天文台法面復旧事業につきましても、これについても同様に設計費用でございます。これにつきましても補正で上げさせていただいた中で、設計期間に要する期間を確保できなかったため、繰越明許費とさせていただいております。

今現在の状況は、設計も終了いたしまして、先日、国の査定、災害査定も終了して、近々工事を発注していきたいなという状況になっております。

以上でございます。

(教育次長 東浦功三 降壇)

○議長(美野勝男) 6番、埴谷高夫議員。

○6番(埴谷高夫) どういう理由で繰越明許となったのかというのを特に知りたいと思っています。というのは、例えば、8番の地籍調査でしたら、これはどうなんだろうね、私債務負担行為でやるような問題だと思うんですけども。やっぱり繰越明許といいますとね、私事故繰越みたいな感じなんですよ。何かがあつて、そしてどうしても、やむを得ず繰り越さざるを得なかったっていうふうな感じを持ってるんですけども、町の考え方がちょっと違うんですかね。その点、全体的な考え方をちょっと誰か説明してもらえますか。

○議長(美野勝男) 曲里総務課長。

○総務課長(曲里充司) 全体的な話になりますと、もちろん予算は単年度主義で

すので、単年で全て終わるっていうのを前提で予算は計上されていくものと考えております。

その事業が進捗する過程の中で、やむを得ない事情により当該年度で終了できないものについては、繰越措置を行うというのが繰越明許であったり事故繰越であったりという措置にはなと思います。

議員を仰せられている債務負担については、もともとその事業年度を何年にするのかという、複数年度で事業を実施する仮定の下で進める事業との差があるということで御理解いただきたいと思います。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） そしたらね、やっぱり先ほど言ったような地籍調査の事業ですよね、次年度にまたがるのははっきりしているのに、なぜこういう予算に、こういうことになったんでしょうか。

それから、中学校とそれからもう一つは天文台ですけども、なぜ設計が繰越しで遅れたんでしょうか。その理由が分からないんですよ。どういうことでこうなったんでしょうか。

それから、納得できたものもあるんですけども、3 番、4 番ですね。これはどういう計画で始められて、そして、まだできてないということになってるんでしょうか、もう一度。改修自体が今年度になったためというような説明はね、説明になってませんか、もう少し繰越明許となった理由を、今、総務課長がおっしゃいましたよね。なぜそうなったのかという理由をお伺いしたいと思います。

○議長（美野勝男） 中前建設課長。

○建設課長（中前貴康） 埴谷議員の質疑にお答えさせていただきます。

5 款農林水産業費の地籍調査事業でございます。こちらのほうにつきましては、町としまして、国のほうに令和 6 年度当初の実施を予定して要望を最初はしてございましたが、国の令和 5 年度予算での 3 月補正での認定が下りたということで、急遽令和 5 年度 3 月補正で対応させていただきましたので、当然事業期間がございませんので繰越しをさせていただいたということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 私からは繰越明許費の 3 行目と 4 行目の戸籍住民基本台

帳費の繰越しについて回答させていただきます。

こちらの社会保障・税番号制度システム整備費補助金で補助金を頂いて改修を行うものですが、その一部改正が令和5年11月29日にされてます。そのときに国のほうで予算措置を行いますので、市町村さん改修をしてくださいってということで通知をいただいているんですけども、その改正を実施する中で、実際の改修内容等々につきましては、そのときから協議しているものでありまして、年度内で実施できるような状態にいかなかったため、繰越しを行っております。

以上です。

○議長（美野勝男） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 教育費の中学校改修事業につきましては、補正により予算をつけて、国庫補助金も同時に上げさせていただいたのですが、改修の設計にかかりまして、学校との調整に時間を要しました。学校の調整にも時間がかかったということもありまして、繰越明許費として上げさせていただいたということでございます。

また、天文台の復旧事業の設計につきましては、復旧工事のほうが令和6年度のほうで、査定も令和6年度で工事の査定が行われる予定でございました。それまでに、査定までに設計業者につきましても、責任を持っていただきたいということで繰越しをさせていただいたところです。

以上です。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

4番、藤井基彰議員。

（4番 藤井基彰 登壇）

○4番（藤井基彰） すみません、1点だけ確認を含めてお伺いします。

先ほど来、質疑がございます9ページ、こども食堂支援事業補助金20万円ってことです。先ほどの推進課長のお話では、お米の保冷库というお話をされてました。私も時々参加させてもらって、もっとたくさんの支援が必要なことはよく感じて、予算のときもお話ししたことがございます。

ただ1点、お伺いしたいのは、先ほど利用者の数字は約1,200人近く、1,100人とおっしゃいましたっけ。1回約100人ぐらいの方が参加される。お弁当も含めてですけども、という数字をたしかお話しされたと思います。

目的がたしか衛生のためっておっしゃってました。衛生面が大事だから。とするなら

ば、１００人分の食料、お肉や魚、当然出てますよね。この付近、皆さん各ボランティアの方の冷蔵庫が何かに保管されているんだろうと思うんですけども、仮に衛生面が大事だとおっしゃるんでしたら、もう少しその付近の面の管理はどう考えておられるんでしょうか。ただ、紀美野町の場合、こども食堂として独立した建物がございませんから、今回も多分今使われているところに保冷库をお願いするんだろうかと推測するんですけども、今後のことも含めて、その衛生面も含めれば、ほかの設備が当然必要になってくるんじゃないかと思うんですけども、その付近のお考えだけお願いします。

以上です。

（４番 藤井基彰 降壇）

○議長（美野勝男） 黒崎子育て推進課長。

（子育て推進課長 黒崎智帆 登壇）

○子育て推進課長（黒崎智帆） 先ほど藤井議員からの御質疑に、こども食堂の今までの生鮮品、お肉とかそういったものの保冷についてどうかっていうことについてお答えさせていただきます。

このこども食堂の開設当時に補助金のほうを、開設準備金として補助のほうをさせていただいておりまして、その際、冷蔵庫のほうも購入いただいております。ですので、ふだんのそういうお肉であったり、食材の保冷っていうのは、そちらのほうで管理いただいているというふうに思います。

以上です。

（子育て推進課長 黒崎智帆 降壇）

○議長（美野勝男） ４番、藤井基彰議員。

○４番（藤井基彰） すみません。私の勘違いだったらそれで構わないんですけども、多分、生鮮食品につきましても、できるだけ当日に納入してねっていうことをお願いしてるっていうお話を小耳に挟んだことがあります。もっとも今言われたように、私の勘違いだったら、それはそれでもう全然問題ないんですけども、いずれにしましても、約１００人分のいろんな食材、今よくもう一年中そういう衛生面、食中毒等々のニュースは絶えませんので、その付近の管理は、要は一定のところである程度管理しなければ、いろんな面で問題が出てくるんじゃないかっていうのも含めまして、そういう、お米に限らず、いろんな食材の保冷の仕方を聞いた中で、この２０万円は当然ですけども、今後もこれ以上のいろんな設備の支援は必要じゃないかと思って質疑したものです。

もう一度だけ、確認のためお願いします。

○議長（美野勝男） 黒崎子育て推進課長。

○子育て推進課長（黒崎智帆） 今、藤井議員のほうから御指摘いただきましたように、やはり特に夏場は衛生面のほうは十分注意しないといけないというふうに感じております。その辺、こども食堂のスタッフの方にも十分お話をさせていただきまして、またスタッフの方にも、管理栄養士さんであったりとか、従来施設で調理をされている経験の方もございますので、その辺りの衛生面の管理は十分していただいているかと思いますが、今後また重々その辺りについても気をつけていただけるよう、こちらからも声かけのほうをしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第61号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和議員。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和） 令和6年度のこの一般会計の補正に対して、反対討論をさせていただきます。

この予算では、いろいろと考えられて、例えば今までなかったがん患者のアピアランスケアっていうんですか、医療用補整具っていうんですかね、抗がん剤等で髪の毛が抜けた方に対するこの助成っていうんですか、そういうふうな予算があったり、また、こども食堂というボランティアの方々が大変頑張っておられるところへの、これは機械ですけども、支援がされていくとか、いろいろこの予算の中で盛り込まれています。

ただ、この中で気になるのが、マイナンバーなんですよね。このマイナンバーに対する予算がこの一般会計、また特別会計の中でも出てくるわけですが、マイナンバーについては、もう皆さん方もおかしいんじゃないかと思われる方々も多くなっているんじゃないかというふうに思います。今までマイナンバーで国民健康保険の保険証とは別なんだとこういうふうに言ってたわけですよね。担当大臣がもう逃げに逃げまくっていますけれども、これを全てマイナンバーでやっていくんだということで、

いよいよ保険証の廃止というようなことまで言い出しました。それはまさに、さきに言っていたことが覆してしまったわけなんですから、そのさきの言ってきたことは何だったんだというふうなことで、一般の方々も心配されています。

実際、マイナンバーを使って診療を受けた方とか、そういうふうな方々が活用されているのが、僅か５％というふうな実態のまま、いろんなポイントを付けたりするにもかかわらず、伸びていないということが大変国民の中でも不信を買ってるところだというふうに思うんですね。

私も今大変気になるのが、皆さん方もテレビ等で見ているとおり、ミャンマー、あるいは中国やロシアや北朝鮮、ここで大変な民主主義ではない非民主的な行為が行われています。これにこのマイナンバーが活用されていくという心配も起こってきているわけです。

また、現実的につい最近もこの情報が漏れるというふうな問題も起こっていましたが、等々を考えて、紀美野町にとってもだんだんと、このようにマイナンバーのそういうふうなところが浸透してきているというふうな町の運営になってきています。これはもちろん町長が悪いんでも、この町の職員さん方が悪いんでもなくて、これは国の大きな問題であると。いまだに謝らない担当大臣も非常に私は不審に思います。これはもう政治に対する不信になってきているというふうに思います。

そういうふうな観点から、盛り込まれているこの予算ですね、大変すばらしい部分もありますけれども、このマイナンバーというふうな観点から、この一般会計に反対いたします。

（１１番 美濃良和 降壇）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 反対討論ありませんか。

３番、桐山尚己議員。

（３番 桐山尚己 登壇）

○３番（桐山尚己） では、議案第６１号について反対討論を行います。

本議案には約２，７００人もの、主に高齢者を対象とした新型コロナウイルスワクチン接種委託料として３，３００万円余りの費用が計上されています。

新型コロナウイルスワクチンは、メッセージーRNAワクチンとも言われ、これまでにない

全く新しいタイプのワクチンですが、20年ほど前のSARSやMERSのコロナウイルス出現時に動物実験が行われたものの失敗し、開発が中止されたものであります。

それが2020年の新型コロナウイルス出現に伴い、緊急という名の下に、安全性の確認が十分に行われないうまま、そしてリスク情報が十分に提供されないまま、多くの国民が接種することとなりました。

しかも、相当数の国民が強烈な同調圧力によって自らの意に反して接種せざるを得ないという恐ろしい状況にありました。

その結果、圧倒的多数の接種者が副反応に苦しみ、相当数の接種者が後遺症に苦しむ結果となり、2024年6月20日現在で健康被害認定件数は7,597件、うち死亡認定は668件にも上ります。これは1977年から2021年までの過去45年間のその他全ての定期接種ワクチンによる健康被害認定件数の2.2倍、死亡認定件数の4.4倍にもなり、現在もその数字は増え続けています。

さらには、救済制度を知らなかったり、申請を諦めている人も多く、この数字は氷山の一角にすぎないと言われております。

コロナワクチンの危険性や健康被害を独自に調査し、被害者対応も丁寧に行ってきた泉大津市の南出市長は、令和6年3月の市議会本会議において、コロナワクチンによる健康被害を空前絶後の世界的大薬害というふうに断じておられます。

コロナ禍で騒ぎ始めた2020年の日本の年間総死亡者数は前年より減少し、逆に、新型コロナワクチンを接種し始めた2021年以降は東日本大震災により多数の死者が出た2011年をも上回る戦後最大の超過死亡を記録するなど、原因不明の死者激増が続いています。もちろん、コロナ死では全く説明できない数字であります。

ドイツ、フランス、オーストラリアなどでも一時、高い超過死亡が見られたようです。

さらに、元フランス国立衛生医学研究所主任研究員によると、アメリカのワクチン接種後の有害事象報告システム、ベアーズと言いますが、これで過去10年間のデータベースを見ると、コロナワクチン接種開始以降、死者が何と4,800%も増加しているそうです。

本来は、こうした不可解な事象や健康被害、そしてコロナワクチンによって感染や重症化が防げないという指摘や研究結果が出てきた時点で、このメッセンジャーRNAワクチンの接種は中止、あるいは一旦休止しなければならないはずです。

既に諸外国では4回程度の接種でほぼストップしており、2022年の春以降は世界

各地で追加接種は進んでおりません。世界はもう２年前にやめているわけであります。

一方、日本では５回、６回、７回と接種を繰り返し、定期接種にも組み入れて、今後
も接種を続けるつもりでいます。

しかも、レプリコンワクチンというメッセンジャーＲＮＡを増殖し続ける恐ろしいワ
クチンを既に認可し、国民に接種させようとしているのは唯一日本だけです。日本人が
完全にモルモットにされようとしているわけであります。

こうした状況をほとんど認識せず、国の言いなりになって、コロナワクチン接種事業
を続けることは、将来に極めて大きな禍根を残すことになりかねません。

以上の理由により、本議案には他に必要な経費が計上されていることもあり、コロナ
ワクチン接種委託料を除外した補正予算案を至急再提出することを求め、本議案に反対
するものであります。

（３番 桐山尚己 降壇）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第６１号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（美野勝男） 起立多数です。

したがって、議案第６１号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩

（午後 ０時２１分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時43分）

◎日程第20 議案第62号 令和6年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第1号）について

○議長（美野勝男） 日程第20、議案第62号、令和6年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

6番、埴谷高夫議員。

（6番 埴谷高夫 登壇）

○6番（埴谷高夫） 21ページの社会保障・税番号制度システム整備補助金について御説明ください。

それから、その裏の委託料の電算システムの改修委託料、封入発送業務委託料これも併せてお願いいたします。

（6番 埴谷高夫 降壇）

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

（住民課長 森谷克美 登壇）

○住民課長（森谷克美） それでは、埴谷議員の御質疑にお答えします。

予算に関する説明書21ページ、8款1項1目社会保障・税番号制度システム整備費補助金としまして99万8,000円を歳入として計上しているものです。これは歳出に係る22ページの電算システム改修委託料と郵便料に対する国からの補助金となっております。

事業内容としましては、国民健康保険証の被保険者に対しまして、こちらで把握している加入者情報、個人番号の下4桁を通知するためのシステム改修と、もう一つが、負担割合等の表示内容をチェックするシステムの導入について、システム改修を行うものです。

歳出に関しては、システム改修の委託料と個人に通知する郵便料、発送に係る業務委託として、その書類を作成する委託費用となっております。

以上です。

（住民課長 森谷克美 降壇）

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） そうすると、システム改修でローマ字の表記をパソコンか何かに打ち込むわけですね、データを打ち込むと。そしてそれが正しいかどうかを個人に発送するという事でいいんでしょうか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） マイナンバーの情報とマイナンバー保険証の利用が全国で行われる中で、マイナンバーカードと保険証のひもづけがきちんできてないっていうことが、全国で何件か発生してる状況です。その状況を御自身で、実際自分の使ってる保険証に対して自分のマイナンバーがどういう番号であるかっていうところを確認してもらうための通知作業ということになります。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） そしたら、本人にデータをこちらから送って、それで確認してもらって、間違ってたら向こうからまた、相手から、本人から、住民からこちらのほうへ連絡をもらおうと、こういうことですか。

もう今、ローマ字表記にはなっているわけですか。

読み方っていうのはまだ確定というか、それは分かってないんですよ。ごめんなさい、言ってることがよく分からない。マイナンバーで保険証を持ってられる方について、その保険証の表記が正しいかどうかを確認するということですか。それとも、保険証を持ってても使っていない方もいらっしゃるんですよ。そういう方についても、もう一回確認を願うとか、そんなことをやるわけですか。

○議長（美野勝男） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 埴谷議員の再々質疑にお答えさせていただきます。

これは国民健康保険なんで国民健康保険の資格者様宛てに、今国民健康保険の資格と御自身のマイナンバーを両方今回の通知で確認していただいて、もし違うようなことがあれば役場のほうへ届けていただくための確認作業ということになっております。

以上です。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第62号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

（6 番 埴谷高夫 登壇）

○6 番（埴谷高夫） 今、マイナ保険証っていうのが全く普及しないということで、今国民の間で大きな疑念が起こっているわけですね。

もちろん、間違いもありますし、医療機関で受け付けられない。10割負担を強いられるというようなことも起こっているわけです。また、医療機関においても、診療所とかにおいても、システムがうまくできないということで廃業に至るなんていうのは、この紀美野町内でも、ある先生に聞きますと、もう今度マイナ保険証が普及するのでもう辞めてしまいたいということで、そういう話を聞いたことがあります。

したがって、拙速にこのマイナ保険証を進めるっていうのは、とても問題があると思います。

町は国がやることに異議を申し立てるっていうのはなかなかいかないんですけども、これは県下で市町村会とか、また県内の町村の皆さんによってですね、こぞって国に対して物申す必要があるんじゃないかと思います。

殊医療に関することですから、もし誤情報というか、そういうのがありますと取り返しのつかないことになるわけですね。薬の間違い、また診療の間違いなんて起こってくるわけですから、命に関わる問題を拙速に進めるべきではないということで、私反対をいたします。

（6 番 埴谷高夫 降壇）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（美野勝男） 起立多数です。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第63号 令和6年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正
予

算（第1号）について

○議長（美野勝男） 日程第21、議案第63号、令和6年度紀美野町国民健康保
険診療所事業特別会計補正予算（第1号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第63号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案63号は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第64号 令和6年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第
1号）について

○議長（美野勝男） 日程第22、議案第64号、令和6年度紀美野町後期高齢者
医療特別会計補正予算（第1号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第64号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第65号 令和6年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（美野勝男） 日程第23、議案第65号、令和6年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第65号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第66号 令和6年度紀美野町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について

○議長（美野勝男） 日程第24、議案第66号、令和6年度紀美野町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

6番、埴谷高夫議員。

（6番 埴谷高夫 登壇）

○6番（埴谷高夫） 人件費で、職員さんが1人減る、パートさんなんですかね。どういう方が1人減って、そして業務に支障がないとか、補助というのが書かれてないんで、差引きで、差引きはおかしいですね、やっぱり減ってるんですね。だから業務に支障はないのかどうかだけお伺いしたいと思います。

（6番 埴谷高夫 降壇）

○議長（美野勝男） 長生水道課長。

（水道課長 長生正信 登壇）

○水道課長（長生正信） それでは埴谷議員の御質疑にお答えします。

1名減ではなくって、人事異動に伴う人の入れ替えで、その差額の減額となっております。

以上でございます。

（水道課長 長生正信 降壇）

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第66号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 6 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 5 議案第 6 7 号 令和 6 年度紀美野町東部簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について

○議長（美野勝男） 日程第 2 5、議案第 6 7 号、令和 6 年度紀美野町東部簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第 6 7 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第 6 7 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 7 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 6 議案第 6 8 号 令和 6 年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について

○議長（美野勝男） 日程第 2 6、議案第 6 8 号、令和 6 年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第 6 8 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　これで討論を終わります。

これから議案第６８号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　したがって、議案第６８号は原案のとおり可決されました。

◎日程第２７　議員派遣の件について

○議長（美野勝男）　日程第２７、議員派遣の件について、議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおり、派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり、派遣することに決定しました。

◎日程第２８　閉会中の継続調査の申し出について

（総務文教常任委員会）

（産業建設常任委員会）

（議会運営委員会）

（議会活性化特別委員会）

（議会広報特別委員会）

○議長（美野勝男）　日程第２８、閉会中の継続調査の申し出について、議題とします。

総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、議会活性化特別委員会及び議会広報特別委員会の委員長から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男）　異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

お諮りします。

本定例会に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

閉 会

○議長（美野勝男） これで、本日の会議を閉じます。

令和6年第2回紀美野町議会定例会を閉会します。

（午後2時02分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年6月25日

議 長 美 野 勝 男

議 員 七良浴 光

議 員 向井中 洋 二